

○名寄地区衛生施設事務組合職員定数条例

(昭和39年2月28日条例第4号)

改正	昭和45年2月23日条例第3号 昭和47年8月1日条例第4号 昭和58年4月1日条例第1号 平成15年3月4日条例第5号 令和元年12月2日条例第4号	昭和46年2月1日条例第4号 昭和53年2月27日条例第3号 平成11年3月4日条例第4号 平成25年12月5日条例第6号
----	---	--

(目的)

第1条 この条例は、名寄地区衛生施設事務組合に常時勤務する一般職の地方公務員（臨時的に任用される者を除く。）の定数を定めることを目的とする。

(職員の定数)

第2条 職員の定数は、10名とする。

(定数外の職員)

第3条 次の各号に掲げる職員は第2条の定数外とする。

- (1) 休職者
- (2) 兼務者（関係市町村の衛生主管職員及びその他の職員）

2 前項の休職職員が復職することにより定数を超えるときは、その定数に欠員が生ずるまでの間、その職員を定数外とすることができる。

(規則への委任)

第4条 この条例の施行について必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則 (昭和39年2月28日条例第4号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和45年2月23日条例第3号)

この条例は、公布の日から施行し、昭和45年4月1日から適用する。

附 則 (昭和46年2月1日条例第4号)

この条例は、公布の日から施行し、昭和45年度から適用する。

附 則 (昭和47年8月1日条例第4号)

この条例は、公布の日から施行し、昭和47年10月1日から適用する。

附 則 (昭和53年2月27日条例第3号)

この条例は、公布の日から施行し、昭和53年4月1日から適用する。

附 則 (昭和58年4月1日条例第1号)

この条例は、公布の日から施行し、昭和58年4月1日から適用する。

附 則 (平成11年3月4日条例第4号)

この条例は、平成11年4月1日から施行する。

附 則 (平成15年3月4日条例第5号)

この条例は、平成15年4月1日から施行する。

附 則 (平成25年12月5日条例第6号)

この条例は、公布の日から施行し、平成25年4月1日から適用する。

附 則（令和元年12月2日条例第4号）

この条例は、令和2年4月1日から施行する。